別表第１（第２条関係）

　次の表の左欄に掲げる停留所を起点又は終点とし、同表の中欄に掲げる停留所の全てを経由し、同表の右欄に掲げる停留所を起点又は終点とする系統

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出戸バスターミナル | 出戸南口、長原北口、長吉城山 | 長吉長原東三丁目 |
| 出戸バスターミナル | 長吉出戸小学校前、加美南二丁目、加美南五丁目、平野東一丁目、平野西口、地下鉄平野 | 平野区役所前 |
| 東淀川区役所前 | 東淀川郵便局前、下新庄四丁目、鳩ヶ瀬会館（往路のみ）、淡路五丁目、日之出住宅前（往路のみ）、柴島駅淀川キリスト教病院前（復路のみ）、阪急崇禅寺駅前（復路のみ）、東中島一丁目（復路のみ） | 新大阪駅東口 |
| 出戸バスターミナル | 地下鉄喜連瓜破、瓜破中学校前（往路のみ）、瓜破霊園前（往路のみ）、瓜破（往路のみ）、瓜破西一丁目（復路のみ）、瓜破六丁目（復路のみ） | 高野大橋 |
| 出戸バスターミナル | 長吉長原西二丁目、長吉長原西三丁目、長吉長原西四丁目（往路のみ） | 瓜破東八丁目 |
| 地下鉄今里 | 中川西公園前、巽北一丁目北、地下鉄北巽、地下鉄南巽、新巽中学校前、平野馬場一丁目、両国橋、平野東一丁目、加美小学校前 | 加美東三丁目北 |
| 天満橋 | 片町、新喜多大橋、放出西一丁目、諏訪二丁目、天王田公園（復路のみ）、神路大橋（復路のみ） | 地下鉄深江橋 |
| 阿倍野橋 | 寺田町、桃谷駅前、天王寺区役所、天王寺区民センター、上本町六丁目、中道、深江、地下鉄深江橋、諏訪四丁目（往路のみ）、諏訪三丁目（復路のみ） | 諏訪神社前 |
| 井高野車庫前 | 北江口住宅前、北江口二丁目 | 相川駅前 |
| 阿倍野橋 | 杭全、生野南小学校前、地下鉄南巽、新巽中学校前、加美北四丁目、加美北五丁目、加美正覚寺二丁目、加美正覚寺住宅前、Ｊ | 平野区役所前 |
|  | Ｒ平野駅、平野南口 |  |
| 出戸バスターミナル | 長原、長吉高校前、長吉川辺二丁目（復路のみ） | 長吉川辺四丁目 |
| 野田阪神前 | 中海老江、歌島橋、西淀川区民ホール（復路のみ）、竹島五丁目（往路のみ） | 竹島三丁目 |
| 野田阪神前 | 福島西通、大淀中三丁目、十三、淀川警察署前（復路のみ）、野中北一丁目、三国本町、センイシティー南 | 新大阪駅北口 |
| 大阪駅前 | 福島六丁目、大淀中一丁目、淀川区役所、木川栄橋、東中島一丁目、新大阪駅東口、センイシティー前、東三国井有 | 榎木橋 |
| 大阪駅前 | 歌島三丁目、大和田三丁目、大和田三丁目北、出来島一丁目、出来島駅前、出来島大橋、中島公園、中島二丁目東（復路のみ） | 中島二丁目 |
| 総合医療センター前 | 地下鉄野江内代、関目一丁目（往路のみ）、関目二丁目南（往路のみ）、関目三丁目（復路のみ）、古市二丁目（復路のみ）、新森二丁目、緑四丁目、鶴見商業高校前、鶴見区役所前、今津橋（往路のみ） | 諸口 |
| 地下鉄住之江公園 | 平林駅前、新北島西公園前、新北島一丁目 | 地下鉄住之江公園 |
| 天保山 | 地下鉄大阪港、第三突堤前、福崎一丁目、夕凪、市岡、弁天町駅前、弁天ふ頭、玉船橋 | ドーム前千代崎 |
| 難波 | 幸町一丁目、中開三丁目、旭二丁目、地下鉄動物園前 | 阿倍野橋 |
| 住吉車庫前 | 殿辻、地下鉄我孫子、矢田行基大橋、鷹合団地前、東住吉区役所前、播磨町 | 住吉車庫前 |
| 府立総合医療センター | 遠里小野橋、山之内一丁目、山之内三丁目、杉本町駅前、市立大学前、浅香（復路のみ）、地下鉄我孫子、苅田三丁目（復路のみ） | 矢田行基大橋 |
| 大阪駅前 | 十三、三津屋、新高野中北一丁目、三国本町、十八条一丁目 | 榎木橋 |
| 鶴町四丁目 | 鶴町南公園、第一突堤前、地下鉄大阪港 | 天保山 |
| 守口車庫前 | 旭警察署、高殿二丁目、都島中通三丁目、都島中通、都島区役所前、扇町 | 大阪駅前 |
| 西九条 | 此花朝日橋、千鳥橋、梅香三丁目、春日出南二丁目、此花区役所、島屋、桜島二丁目東 | 桜島三丁目 |
| 西九条 | 島屋、アミティ舞洲、此花大橋西詰、舞洲中央、舞洲緑地前 | 舞洲スポーツアイランド |
| 難波 | 四ツ橋、松島公園前、本田一丁目、玉船橋、弁天町駅前、港区民センター前、地下鉄朝潮橋、三先二丁目、池島南住宅、浮島橋 | 八幡屋三丁目 |
| 大阪駅前 | 十三、北之町公園前、御幣島二丁目（往路のみ）、御幣島駅、佃、佃六丁目 | 福町 |
| 鶴町四丁目 | 千本松橋西詰、千島公園前、南泉尾、大正橋 | ドーム前千代崎 |

備考

　 (1)　この表に掲げる停留所の名称は、平成30年３月31日現在、大阪市交通局が設置する停留所の名称である。

(2)　この表において、右欄に掲げる停留所を起点とし、左欄に掲げる停留所を終点とする場合は、中欄中「往路」とあるのは「復路」とし、「復路」とあるのは「往路」とする。

別表第２（第３条関係）

１　補助事業

|  |
| --- |
| 補助事業者が運行する地域サービス系路線のうち、次に掲げる要件のいずれにも適合する系統（以下「補助対象系統」という。）の運行維持 |
| 要件 | (1)　大阪市域内において運行し、市域内移動に対応した系統であること |
| (2)　他の乗合バス路線の系統又は鉄道と重複していない区間を有する系統であること |
| (3)　運行日において、運行時間帯に10時から16時までの時間を含み、１日３回（往復６便）以上運行する系統であること |
| (4)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第８条第１項に定める公共交通移動等円滑化基準に適合したバス車両（以下「円滑化基準適合車両」という。）により運行する系統であること |

２　補助対象経費及び補助金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象年度における補助対象系統の運行維持に係る経常費用の額と経常収益の額の差額であって、３　補助対象経費の算定方法に定めるところにより算定した経費 |
| 補助金の額（補助率） | 補助対象年度の予算の範囲内で、補助対象系統ごとに算定した補助対象経費を合計した額（10分の10） |

３　補助対象経費の算定方法

　ア　経常収益の額の算定

　　　次の表の科目欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の算出方法欄に定める算出方法により算出した額の合計額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 科　目 | 算　出　方　法 |
| 運送収入 | 補助対象年度における補助対象系統の運行維持による運送収入の実績見込額 |
| 運送雑収① | 補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度における運送雑収の実績見込額を基礎として、実車走行キロ（交通局から引き継いだ乗合バス路線分。以下同じ。）当たりの運送雑収単価を算出した上で、次の算式により算出する。ただし、この要綱による補助金の額及び収益の性質が専ら特定の系統に属する運送雑収の額を除く。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実車走行キロ当たりの運送雑収単価 | × | 補助対象年度における補助対象系統の実車走行キロ数 |

 |
| 運送雑収② | 収益の性質が専ら特定の系統に属する運送雑収の実績見込額 |
| 営業外収益 | 補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度における営業外収益の実績見込額を基礎として、実車走行キロ当たりの営業外収益単価を算出した上で、次の算式により算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実車走行キロ当たりの営業外収益単価 | × | 補助対象年度における補助対象系統の実車走行キロ数 |

 |

　　備考

 (1)　この表において「補助対象年度における補助対象系統の運行維持による運送収入の実績見込額」は、アからウまでの額を基礎として、エの算式により算出した額とする。

　　　　ア　補助対象年度の前年度の第１四半期から第３四半期までの期間における補助対象系統の運行維持による運送収入の実績額

　　　　イ　補助対象年度の前年度の第４四半期（当該年度の１月１日から３月31日までの期間をいう。以下同じ。）における補助対象系統の運行維持による運送収入の実績額

　　　　ウ　補助対象年度の第１四半期から第３四半期までの期間における補助対象系統の運行維持による運送収入の実績額

　　　　エ　ウ ＋（ウ／ア×イ）

(2)　 この表において「補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度における運送雑収の実績見込額」は、アからウまでの運送雑収の実績額（交通局から引き継いだ乗合バス路線分。ただし、この要綱による補助金の額及び収益の性質が専ら特定の系統に属する運送雑収の額を除く。以下同じ。）を基礎として、エの算式により算出した額とする。

　　　　ア　補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度の前年度の第１四半期から第３四半期までの期間における運送雑収の実績額

　　　　イ　補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度の前年度の第４四半期における運送雑収の実績額

　　　　ウ　補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度の第１四半期から第３四半期までの期間における運送雑収の実績額

　　　　エ　ウ ＋（ウ／ア×イ）

(3)　この表において「補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度における営業外収益の実績見込額」は、アからウまでの営業外収益の実績額（交通局から引き継いだ乗合バス路線分）を基礎として、エの算式により算出した額とする。

　　　　ア　補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度の前年度の第１四半期から第３四半期までの期間における営業外収益の実績額

　　　　イ　補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度の前年度の第４四半期における営業外収益の実績額

　　　　ウ　補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る補助対象年度の第１四半期から第３四半期までの期間における営業外収益の実績額

　　　　エ　ウ ＋（ウ／ア×イ）

 (4)　備考(1)から(3)までに定める算式について、それぞれの算式により難い特別の事情がある場合には、事情に応じて、備考(1)から(3)までに定める算式に準ずる別の方法により実績見込値又は実績見込額を算出することができるものとする。

(5)　この表の算出方法欄に定める算出方法及び備考(1)から(3)までに定める算式により算出した額に円未満の端数があるとき又は算出した値に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

イ　経常費用の額の算定

 (ｱ)　基準原価の算定

補助対象年度の前年度から起算して過去３ヵ年について、年度毎に次の表の科目欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の算出方法欄に定める算出方法により算出した額を合計し、これら３ヵ年分を平均した額を基準原価とする。その際、第４条に基づく交付申請における補助対象年度の前年度の数値は、第１号様式添付書類別紙２－①により算出すること。ただし、補助対象年度の前年度における補助事業者が経営する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、交通局から引き継いだ乗合バス路線に係る部分の実績（以下「事業者実績」という。）による実車走行キロ当たりの経常費用の額がこの額を下回るときは、事業者実績による実車走行キロ当たりの経常費用の額を基準原価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 科　　目 | 算　出　方　法 |
| 運送費一般管理費営業外費用 | 京阪神ブロック民営標準原価による実車走行キロ当たりの運送費、一般管理費及び営業外費用の合計額 |
| 適正利潤 | 京阪神ブロック民営標準原価による実車走行キロ当たりの適正利潤の額 |

備考

　 (1)　この表の科目の分類は、通達に定める「総括表（別紙第１表）」の分類に準じるものとする。

　 (2)　この表において「京阪神ブロック民営標準原価」とは、「乗合バス要素別原価報告書集計表（京阪神ブロック）」のうち、阪急バス株式会社、京阪バス株式会社、南海バス株式会社、近鉄バス株式会社及び阪神バス株式会社の５社の平均値をいう。

　 (3)　この表の算出方法欄に定める算出方法により算出した額に小数点以下第２位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

　 (ｲ)　基準原価による経常費用の額の算定

　　　　基準原価に補助対象年度における補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

　ウ　補助対象経費の算定

　　　イにより算定した経常費用の額から、アにより算定した経常収益の額を控除して得た額（その額が０以下となる場合にあっては、０）とする。

４　インセンティブ加算

　２により算定した補助対象年度の補助金の額が補助対象年度の前年度の補助金の額を下回った場合で、かつ、経常収益が増加した場合には、インセンティブ加算として、補助金の圧縮額のうち、経常収益増加額を対象として、５により算定した金額を交付する。

５　インセンティブ加算に係る補助対象経費及び補助金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の圧縮額（補助対象年度の前年度の補助金の額－補助対象年度の補助金の額）のうち、経常収益の増加額 |
| 補助金の額（補助率） | 上記補助対象経費の10分の２ |

備考

　 (1)　この表に定める算定方法により算定した補助対象経費及び補助金の額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

　 (2)　この表に定める算定方法により算定した補助金の額（以下「インセンティブ加算額」という。）が２により算定した補助金の額の10分の５を超えるときは、インセンティブ加算額は２により算定した補助金の額の10分の５とする。

　 (3)　(2)に定める算定方法により算定したインセンティブ加算額と２により算定した補助金の額の合計額が第５条第１項及び第10条第３項に定める補助金の交付決定額を超えるときは、インセンティブ加算額は上記の交付決定額から２により算定した補助金の額を差し引いた額とする。

別表第３（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象年度の前年度をその対象期間とする旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号。以下「報告規則」という。）第２条第１項の規定による事業報告書の写し | 　補助対象年度の７月20日まで |
| 　補助対象年度の前年度をその対象期間とする報告規則第２条第１項の規定による輸送実績報告書の写し | 　補助対象年度の６月15日まで |
| 　補助対象年度の前年度をその対象期間とする報告規則第３条第１項の規定及び「一般乗合旅客自動車運送事業の要素別原価報告書について」（平成14年３月29日国自旅第206号国土交通省自動車交通局長通達）の規定による要素別原価報告書の写し | 　補助対象年度の７月15日まで |
| 　補助対象年度の前年度をその対象期間とする、定時株主総会で報告済の事業報告書及び承認済の附属明細書 | 　定時株主総会終了後14日以内 |
| 　補助対象年度の翌年度から起算して今後４か年間の補助金額の見込額 | 　補助対象年度の７月15日まで |
| 　その他、予算要求及び補助額の算定等に必要な書類 | 本市職員が指定する日まで |